

IV. 北海道の制度資金

1. 北海道中小企業総合支援センター

【設備貸与・設備資金貸付制度】

〔制度利用のメリット〕

- 割 賦 *7年以内での長期返済が可能です。
*完済後は、所有権が移転します。
- リ ー ス *耐用年数に応じてリース期間を設定できるので、機械の陳腐化が避けられます。
- 資金貸付 *設備資金の1/2以内を無利子で調達できます。
*7年間の長期返済が可能です。

〔制度の概要〕

	割 賦	リ ー ス	資金貸付
対 象 者	道内で事業を営む原則全業種対象（一部除外される場合があります）※注1		
従 業 員 規 模	従業員50名以下（規模により別途条件があります）		
対 象 設 備	生産・加工などに供する機械装置等で新品の設備※注2		
設 備 限 度 額	100万円～8,000万円（設備価格）		50万円～4,000万円 （貸付金額） 設備導入に要する資金の1/2以内
利 率 ・ リ ー ス 料 率	年利2.75% （固定金利）	1.406～3.004% （月額リース料率）	無利息 （0%）
割 賦 期 間	5年、7年 （据置1年以内）	3～7年 （耐用年数により異なります）	7年 （据置1年以内）
償 還 方 法	月賦又は半年賦 均等払い（約束手形）	毎月15日（約束手形）	月賦又は半年賦 均等払い（約束手形）
保 証 金	設備価格の10%	なし	
連 帯 保 証 人	道内在住者2名 ※注3 （設備価格2,000万円以下は1名可）		道内在住者2名 ※注3
担 保	原則不要		貸付額が1,500万円を超える場合は必要
取 扱 機 関	（財）北海道中小企業総合支援センター 札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル TEL 011-232-2404		
申 込 先	北海道中小企業総合支援センター又は商工会		
提 出 資 料	①申込書 ②決算書（直近3期分、法人は科目内訳明細書）及び納税申告書（直近控の写し）③残高試算表 ④減価償却内訳明細書 ⑤長期借入金約定返済表 ⑥設備の見積書及びカタログ・図面等 ⑦個人情報の取扱いに係る同意書 ※新分野進出や新事業計画に伴う設備投資の場合は、事業計画書等の添付が必要になります。 ※事業歴1年未満の方は、別途に資料が必要となります。		

注1) 事業を開始してから1年を経過していない場合は、原則、商工会・商工会議所の経営指導を6ヶ月程度以前から受けることが必要です。

注2) 土地及び建物、電気・配管工事、車両登録諸費用、試運転調整費などは対象とはなりません。

注3) 連帯保証人は、法人の場合、2名のうち1名を代表者とします。

2. 地域活性化ワイド資金

融資対象者	①公益社団法人 公益財団法人 ②社会福祉法人 ③農業分野へ進出する中 小企業者等	④NPO法人	⑤一般社団法人 一般財団法人
	※次の(1)～(3)の要件を満たす者 (1)最近1年以上、同一地区内で事業を行っていること (2)所得税、法人税、事業税、道・市民税を完納していること (3)その法人に適用すべき会計基準に基づいた財務諸表を作成していること		
資金使途	事業資金		
融資金額	8,000万円以内 (うち運転資金は3,000万円 以内)	1,000万円以内 ただし、国や自治体から受領 する公的な資金が未受領で あることにより事業活動に 影響がある場合は2,000万円 以内	1,000万円以内
融資期間	10年以内 (うち据置1年以内)	7年以内 (うち据置1年以内) ただし、公的な資金が未受領 であることにより事業活動 に影響がある場合は1年以内	7年以内 (うち据置1年以内)
	※短期資金(1年以内)の取扱可		
融資利率	金融機関所定の利率		
償還方法	割賦返済(短期資金は一括返済可)		
信用保証	北海道信用保証協会の保証付き(保障割合50%)		
担保・保証人	取扱金融機関の定めるところ ※保障付き部分と保証が付かない部分の保全条件は、原則同様		
保証料率	年1.08%(有担保保証の場合は年0.98%)		

<対象業種について>

①次の業種に該当する事業者は対象としない。

農業(融資対象③は除く)、林業(素材生産業および素材生産サービス業を除く)、漁業、金融・保証業(保険媒介代理業および保険サービス業を除く)及び遊興娯楽業や風俗営業等の一部の業種等(公序良俗に反する業種)

②許可、認可、届出等を必要とする業種に該当する事業者は、当該事業に係る許認可等を受けていることが要件。

2. 中小企業総合振興資金

資金名	貸付区分	融資対象
経営安定化 資金	一般貸付	①中小企業者等
	小規模企業貸付	①資本金等が1,000万円以下または従業員20人(商業・サービス業は5人)以下の中小企業者等
	小口事業貸付	①信用保証協会の「小口零細企業保証制度」の対象となる小規模企業者 (小規模事業者で、既往の信用保証協会の保証付き融資残高(根保証においては融資極度額)が1,250万円未満であるもの)
	セーフティネット貸付	①中小企業信用保険法第2条第4項に基づく市町村長の認定を受けた「特定中小企業者」 ②中小企業信用保険法第2条第4項に準じるものとして道が特に認めた事由により影響を受けている中小企業者等 ③営業安定(倒産防止)特別相談室設置の会議所等の推薦を受けた中小企業者等 ④建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第1項に規定する「地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な既存耐震不適格建築物(要緊急安全確認大規模建築物)の所(占)有者
		災害貸付
	東日本大震災関連特別貸付	①特定被災区域の事業者との取引関係により、原則として東日本大震災後の最近1か月間の売上高等が前年同期に比べ10%以上減少し、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比べ10%以上減少する見込みのもの ②東日本大震災による急激な取引減少等により、原則として東日本大震災後の最近1か月間の売上高等が前年同期に比べ15%以上減少し、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比べ15%以上減少する見込みのもの ③最近3か月間の平均売上高等が前年同期に比べ5%以上減少しているもの
経営力強化貸付	①信用保証協会の「経営力強化保証制度」の対象となる中小企業者等 (金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けて、自ら経営改善計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者等)	
事業活性化 資金	創業貸付	①事業を営んでいない個人であって、1か月以内に新たに事業を開始するあるいは2か月以内に新たに会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有するもの ②中小企業者である会社であって、新たに中小企業者である会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有するもの ③事業を営んでいない個人が、個人又は会社設立により事業を開始し、開始後5年を経過しないもの、又は、中小企業者である会社が新たに設立した中小企業者である会社であって、設立後5年を経過しないもの
	ステップアップ貸付	①業拡張による事業規模の拡大や情報化の取り組み、設備の近代化による経営効率化などを図ろうとする計画(ステップアップ計画)を有する中小企業者等で事業を行おうとするもの
		成長分野
	ブリッジ貸付(短期資金)	①公的な補助金の交付決定を受けている中小企業者等 ②国際商取引を行うための決済資金等を必要とする中小企業者等 ③信用保証協会の流動資産担保融資保証の対象となる中小企業者等 ④契約等を締結済であって当該契約等の代金が未受領であることにより事業活動に影響がある中小企業者等
	事業革新貸付	①北海道産業振興条例に基づき自社の競争力の強化を図ろうとするもの ②新技術、新製品等の開発や活用、あるいは事業の多角化や新たな事業分野への進出等を行うもの ③地域における産業や商業等の活性化を図る計画に則った事業を行う中小企業者等 ④国際標準化に対応するために製造工程等の改善等を行う中小企業者等 ⑤省エネ施設や新エネルギー等を使用する施設又は環境への負荷を低減させる施設等を導入する中小企業者等 ⑥地域における雇用の創出又は確保のための事業を行おうとするもの
成長分野		⑦ほっかいどう産業振興ビジョンで定められた成長分野(食、観光、国際、環境、エネルギー)へ進出するもの
産業振興資金	企業立地貸付	①道内において工場や事業所の新増設を行う企業立地促進費補助金の対象業種事業者(製造業、自然科学研究所(成長産業分野に関連する業種に限る)、高度物流関連事業(成長産業分野に関連する業種に限る)、ソフトウェア業、データセンター、コールセンター事業、情報処理・提供サービス業、新エネルギー関連産業(供給業・製造業))
	観光振興貸付	②道内において観光施設の新増設を行う事業所
経済対策特別 資金	建設業等新分野進出特別貸付	①新たな事業分野への参入や事業転換、企業間連携による新事業展開を行うことによって、雇用の維持を図ろうとする建設業等を営む中小企業者等
	景気変動対策特別貸付	①経済環境の変化により、一時的に売上又は利益の減少等業況悪化を来している中小企業者等
中小企業再生支援資金		①北海道中小企業再生支援協議会及び道が地域産業支援機関に配置する再生支援マネージャーの支援を受け策定した経営改善計画に基づき再生を図る中小企業者等
原料等高騰対策特別資金		①原料等高騰の影響により売上高に対する売上原価等の割合が前年同期比で増加している中小企業者等 ②①の要件に該当し、省エネルギー施設等を導入するもの

融 資 条 件					
資金使途 <small>(※印は、保証付き連動型融資の借換に要する資金も対象となります)</small>	融資金額	融資期間 <small>(ブリッジ貸付を除き、1年を超える長期貸付となります)</small>	融 資 利 率 (年利)		信用保証
			固定金利	変動金利 <small>融資期間の3年未満を前提とする</small>	
事業資金(※)	8,000万円以内 (協同組合2億円以内)	10年以内 (据置1年以内)	3年以内 1.8% 5年以内 2.0% 7年以内 2.2% 10年以内 2.4%	1.8%	必要により信用保証協会の保証付き
事業資金(※)	5,000万円以内	7年以内 (据置1年以内)	3年以内 1.6% 5年以内 1.8% 7年以内 2.0%	1.6%	すべて信用保証協会の保証付き
事業資金(※)	1,250万円以内 (既往の融資残高を含めた上限額)				
運転資金(※)	1億円以内	10年以内 (据置3年以内)	5年以内 1.3% 10年以内 1.5%	1.3%	すべて信用保証協会の保証付き
設備資金	8,000万円以内	10年以内 (据置2年以内)			
運転資金(※)	5,000万円以内	7年以内 (据置2年以内)			
運転資金(※)	1億円以内	10年以内 (据置3年以内)			必要により信用保証協会の保証付き
事業資金(※)	1億円以内	運転資金5年以内 設備資金7年以内 借換資金10年以内 (据置1年以内)			すべて信用保証協会の保証付き
事業資金	2,500万円以内 (再挑戦支援保証利用時は1,000万円以内)	10年以内 (据置2年以内)	3年以内 1.4% 5年以内 1.6% 7年以内 1.8% 10年以内 2.0%	1.4%	すべて信用保証協会の保証付き
事業資金	8,000万円以内	10年以内 (据置1年以内)	3年以内 1.6% 5年以内 1.8% 7年以内 2.0% 10年以内 2.2%	1.6%	すべて信用保証協会の保証付き
	1億円以内				
運転資金	8,000万円以内	1年以内	1.5%	—	必要により信用保証協会の保証付き
事業資金	1億円以内	10年以内 (据置1年以内)	3年以内 1.4% 5年以内 1.6% 7年以内 1.8% 10年以内 2.0%	1.4%	すべて信用保証協会の保証付き
設備資金	8億円以内	15年以内 (据置2年以内)	3年以内 1.4% 5年以内 1.6% 7年以内 1.8% 15年以内 2.0%	1.4%	必要により信用保証協会の保証付き
事業資金	8億円以内 (うち運転資金2億円以内)	設備資金20年以内 (据置2年以内) 運転資金10年以内 (据置2年以内)	3年以内 1.4% 5年以内 1.6% 7年以内 1.8% 20年以内 2.0%		
事業資金(※)	1億円以内	10年以内 (据置3年以内)	3年以内 1.4% 5年以内 1.6% 7年以内 1.8% 10年以内 2.0%	1.4%	必要により信用保証協会の保証付き
事業資金(※)	5,000万円以内				
事業資金	1億円以内	10年以内	金融機関所定の利率		すべて信用保証協会の保証付き
①運転資金(※) ②設備資金	1億円以内	10年以内	5年以内 1.3% 10年以内 1.5%	1.3%	必要により信用保証協会の保証付き

<p>信用保証協会とは</p> <p>中小企業者の皆さまが、金融機関から事業資金の融資を受けるとき、その借入債務を保証することによって金融の円滑化を図り、その健全な発展を促進することを目的として設立された「公的な保証機関」です。</p> <p>このほか、中小企業者(会社)の発行する社債(私募債)の保証取扱いも行っています。</p> <p>北海道信用保証協会</p> <p>北海道信用保証協会は、昭和 24 年に設立され、道内中小企業の約 3 企業に 1 企業、5 万 3 千の企業に利用されています。</p> <p>26 年度事業計画では保証残高目標数値を 8,340 億円としています。</p> <p>信用保証のシステム</p> <p>①ご利用できるのは、道内に店舗・工場などを有し、事業を営んでいる個人、会社、組合、その他の法人で中小企業者の方です。</p> <p>②保証付き融資を受ける場合、金融機関を経由の方法と保証協会へ申込む方法があります。</p> <p>③保証協会は、企業の経営内容を審査検討し、保証の諾否を金融機関に通知します。</p> <p>④保証の承諾を受けた金融機関は融資を実行し、その時に企業が保証料を負担し、融資条件により当該金融機関へ返済します。</p> <p>⑤万一、その返済が不可能となった場合、金融機関の請求により保証協会が企業の方に代わって、借入金を金融機関に返済(代位弁済)します。</p> <p>⑥代位弁済は、企業の方々と相談しながら、保証協会へ返済することになります。</p>	<p>保証協会利用のメリット</p> <p>①金融機関のプロパー融資と保証付き融資を併用することにより、借入枠の拡大が図られ、金融機関とのパイプが強化されます。</p> <p>②長期の融資が受けられ、財務体質の強化、資本の増強、長期経営計画などの展開も可能となり、資金繰りの安定が図られます。</p> <p>③保証協会に担保を提供する場合は、登録免許税が 4/1000 から 1.5/1000 に軽減されます。</p> <p>④公的な保証機関である「保証協会」の利用で対外的信用が広がります。</p> <p>信用保証のご利用</p> <p>資本金または従業員数のいずれかが次の表に該当する方です。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業 種</th> <th>資本金・出資金</th> <th>従業員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業等 (運送業・建設業・飲業等を含む)</td> <td>3 億円以下</td> <td>300 人以下</td> </tr> <tr> <td>政令特例業種 ①ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)</td> <td>3 億円以下</td> <td>900 人以下</td> </tr> <tr> <td>卸 売 業</td> <td>1 億円以下</td> <td>100 人以下</td> </tr> <tr> <td>小売業(飲食業を含む)</td> <td>5,000 万円以下</td> <td>50 人以下</td> </tr> <tr> <td>サ ー ビ ス 業</td> <td>5,000 万円以下</td> <td>100 人以下</td> </tr> <tr> <td>政令特例業種 ②ソフトウェア業・情報処理サービス業</td> <td>3 億円以下</td> <td>300 人以下</td> </tr> <tr> <td>③旅館業</td> <td>5,000 万円以下</td> <td>200 人以下</td> </tr> <tr> <td>医 業</td> <td>—</td> <td>個人 100 人以下 法人 300 人以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>サービス業中の医業については次のとおりです。</p> <p>個人及び医療法人の場合は、従業員数のみが該当すれば利用できます。</p>	業 種	資本金・出資金	従業員数	製造業等 (運送業・建設業・飲業等を含む)	3 億円以下	300 人以下	政令特例業種 ①ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3 億円以下	900 人以下	卸 売 業	1 億円以下	100 人以下	小売業(飲食業を含む)	5,000 万円以下	50 人以下	サ ー ビ ス 業	5,000 万円以下	100 人以下	政令特例業種 ②ソフトウェア業・情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下	③旅館業	5,000 万円以下	200 人以下	医 業	—	個人 100 人以下 法人 300 人以下
業 種	資本金・出資金	従業員数																										
製造業等 (運送業・建設業・飲業等を含む)	3 億円以下	300 人以下																										
政令特例業種 ①ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3 億円以下	900 人以下																										
卸 売 業	1 億円以下	100 人以下																										
小売業(飲食業を含む)	5,000 万円以下	50 人以下																										
サ ー ビ ス 業	5,000 万円以下	100 人以下																										
政令特例業種 ②ソフトウェア業・情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下																										
③旅館業	5,000 万円以下	200 人以下																										
医 業	—	個人 100 人以下 法人 300 人以下																										

信用保証料率(基準料率)

(単位：%)

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
責任共有外保証料率	2.20%	2.00%	1.80%	1.60%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	0.50%

●平成 19 年 10 月より「責任共有制度」の開始により、基本的には「責任共有保証料率」が適用されますが、責任共有制度の対象除外となる補償については「責任共有対象外保証料率」が適用されます。

経営金融相談専用ダイヤル

道内の中小企業経営者の皆様方の経営・金融相談をお受けしております。
ご相談は無料ですでお気軽にご利用ください。

フリーダイヤル 0120-279-540

フリーダイヤルがご利用できない場合は、本所・業務部 企業支援課 011-241-5605 をご利用願います。

保証の種類と保証限度は

主な保証の種類

保証の種類	限度額	保証期間	信用保証料率	融資利率
当座貸越根保証	2億8,000万円	1年または2年	協会所定の料率※	金融機関所定
事業者カードローン 当座貸越根保証	2,000万円	1年または2年	協会所定の料率※	
長期経営資金保証 (やくしん)	2億円	運転 3年～15年 設備 3年～20年	協会所定の料率 (基準料率)	
手形貸付根保証	2億8,000万円	2年以内	協会所定の料率 (基準料率)	
手形割引根保証	2億8,000万円	1年以内	協会所定の料率※	

※当座貸越根保証・事業者カードローン当座貸越根保証・手形割引根保証は、基準利率から一律0.1%割引いた料率を適用。

一企業者がご利用できる保証限度額

保証の種類	限度額		信用保証料率
	個人・法人	組合等	
普通保証	2億円	4億円	協会所定の利率 (基準料率)
無担保保証	8,000万円		
無担保保証人保証	1,250万円(無担保保証の内数)		年0.72%

流動資産担保融資保証

売掛債権や棚卸資産を担保(譲渡)とした融資に対する信用保証を行うことで資金融通を円滑・多様化する制度です。

個別保証の場合は、借入の時点で回収金額と回収日が決まっている売掛債権を「引当」とした手形借入で、申込金融機関の口座で売掛債権の振込みを受け、借入金をご返済いただきます。余剰金は自由にお使いいただくことができ、都度申込みが必要です。根保証の場合は、本制度専用の返済口座を開設していただきますが、余剰金は事業資金として自由にお使いいただくことができ、保証期間内に決められた上限金額の範囲で反復して借入れができます。

保証限度額	2億円(借入金債務の80%の割合保証)	
保証期間	根保証	1年間(3年未満で延長可)
	個別保証	1年以内
貸付形式	根保証	当座貸越
	個別保証	手形貸付
返済方法	根保証	随時返済または約定返済
	個別保証	一括返済
信用保証料率	年0.68%	
融資利率	金融機関所定	
担保	売掛債権※や棚卸資産(法人のみ担保可)を担保として譲渡していただきます。 (※対象となる売掛債権)	
	売掛金債権	
	割賦販売代金債権	
	運送料債権	
	診察報酬債権	
	その他の報酬債権 工事請負代金債権	
保証人	法人代表者のみ	

創業関連(再挑戦支援)、 創業等関連 保証

創業のための保証です

対象要件

次の(1)～(3)いずれかに該当する方が対象です。※{}部分は創業等要件

- (1) 事業を営んでいない個人の方で、{この融資と同額以上の自己資金を有し}1ヵ月以内に新たに事業を開始する、または2ヵ月以内に新たに会社を設立し事業を開始する、具体的計画を有する方 ※創業・創業等
- (2) 事業を営んでいない個人で、創業後または会社設立後、5年未満の方・会社 ※創業・創業等
- (3) {会社が自らの事業の全部または一部を継続して実施しつつ、新会社を設立しその会社が事業を開始する具体的計画を有する方または新会社を設立した会社で設立後5年未満の会社} ※創業等

※再挑戦支援については、(1)又は(2)に該当し事業廃止経験者または会社解散日において業務執行役員であった方

保証限度額

創業関連(合算)・・・1,000万円
創業等関連・・・1,500万円

※3制度合計で2,500万円までご利用可能です。

信用保証料率：年0.86%

期間：10年(据置1年)以内

担保：不要

保証人：原則、{法人代表者のみ}

借換保証

保証付き既往借入金の借換および当該借換に伴う新たな事業資金に対する保証を行うことにより、月々の返済額の軽減および資金調達の円滑化等を推進することを目的とする制度です。

制度名	借換保証制度
保証限度額	2億8,000万円(組合4.8億円)
保証期間	10年以内(据置1年以内)
信用保証料率	■セーフティネット保証 年0.60%～0.88% ■一般保証 協会所定の利率(基準料率)
融資利率	金融機関所定

経営安定関連保証(セーフティネット保証)

取引先企業等の倒産・事業活動の縮小、取引金融機関の破綻、自然災害等により経営の安定に支障が生じている中小企業者の資金供給の円滑化を図ることを目的とした保証です。

次の1号～8号のいずれかに該当し、事業所の所在地を管轄する市町村長の認定を受けた方が対象となります。

- | | |
|---|-----------------|
| 1号 大型倒産の発生 | 2号 取引先企業のリストラ等 |
| 3号 特定地域の災害等(特定業種) | 4号 特定地域の災害等(地域) |
| 5号 全国的に業況の悪化している業種 | 6号 金融機関の破綻 |
| 7号 金融機関の支店削減等合理化に伴う貸出抑制により影響を受けている中小企業者 | |
| 8号 整理回収機構等に貸付債権が譲渡された再生可能な中小企業者 | |

※通常の保証限度額の『別枠』で利用できます。保証期間：特に定めなし

保証の種類	限度額	信用保証料率 ※1～6号
普通保証	2億円(組合4億)	年0.88%(年0.70%)
無担保保証	8,000万円	年0.86%(年0.68%)
無担保無保証人保証	1,250万円	年0.60%(年0.48%)

※北海道中小企業総合振興資金「経営安定化資金(セーフティネット貸付)」をご利用される場合、信用保証料率は()の利率となります。